

情報通信行政・郵政行政審議会 電気通信事業部会
ユニバーサルサービス委員会
(第10回)議事概要

1. 日時: 2024 (令和6) 年7月24日 (水) 14:00～14:15

2. 場所: Web会議による開催

3. 出席者:

(1) 委員:

関口博正主査 (神奈川大学経営学部教授)、
高口鉄平専門委員 (静岡大学大学院情報学領域教授)、
砂田薫専門委員 (国際大学グローバル・コミュニケーション・センター主幹研究員)、
平野祐子専門委員 (主婦連合会副会長)、
山郷琢也専門委員 (TMI総合法律事務所パートナー弁護士)、
若林亜理砂専門委員 (駒沢大学大学院法曹養成研究科教授)

(2) 事務局(総務省総合通信基盤局):

・電気通信事業部 堀内基盤整備促進課長、大堀基盤整備促進課企画官、
望月基盤整備促進課課長補佐、寺沢基盤整備促進課係長

4. 議題:

電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案等について

5. 議事録

【寺沢係長】事務局でございます。皆さんおそろいになりましたので、会議に先立ちまして、事務局から御案内させていただきます。

本日はオンライン会議による開催となりますことから、皆様が発言者を把握できるようにするため、御発言いただく際には、冒頭にお名前をお伝えいただきますようお願いいたします。また、ハウリングなどの防止のため、発言時以外はマイクをミュートにさせていただきますよう併せてお願いいたします。

なお、構成員の皆様におかれましては、音声がつながらなくなった場合には、チャット機能などを必要に応じて御活用いただきますようお願いいたします。

それでは、これ以降の議事進行は関口主査にお願いしたいと存じます。関口主査、よろしくをお願いいたします。

【関口主査】 関口でございます。

ただいまから、情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会ユニバーサルサービス委員会第10回会合を開催したいと存じます。本日は三友委員が日本にいらっしゃらないということで御欠席ですが、ほかの先生方、皆さん御出席いただいております。

まず、事務局から配付資料の確認をお願いいたします。

【望月補佐】 事務局でございます。本日の資料は議事次第及び資料であり、構成員の皆様には事前に送付しております。また、傍聴されている方には、資料を掲載している総務省ウェブサイト案内させていただいております。以上でございます。

【関口主査】 それでは、議題に入ります。本日は、電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案などについて御審議をいただきます。

本件は先月、6月13日に総務大臣から情報通信行政・郵政行政審議会に対して諮問されたものであり、ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度における区域指定に関する省令案になります。同日開催されました電気通信事業部会において審議の結果、本件についてはパブリックコメントを実施し、寄せられた御意見を踏まえて、このユニバーサルサービス委員会において調査・検討の上、最終的に電気通信事業部会として答申をまとめるということが決定されました。

先月14日から先週16日まで33日間にわたりまして、本件については審議会がパブリックコメントを実施いたしまして、本日、その結果が資料として提出されております。

まず、事務局にこれらの意見に対する考え方の案などを説明いただき、その後、この委員会から親会である電気通信事業部会への報告書の案について、御審議いただきたいと思います。それでは、事務局、説明をお願いいたします。

【大堀企画官】 総務省基盤整備促進課の大堀でございます。

本日の会議資料のうち右上に単に「資料」と書かれているものをお開きください。

まず、この資料の2ページ目から始まります「別紙1」を使いまして、今回の「電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案に対する意見及びその考え方（案）」について御説明申し上げます。

先ほど関口主査からも御紹介いただきましたとおり、先月14日から今月16日まで33日間、パブリックコメントを実施し、法人・団体1件、個人4件の計5件の御意見を頂戴いたしました。これらを今回の省令改正案の内容ごとに整理したものが3ページ目以降になります。

3 ページ目を御覧ください。表の左側に頂戴した御意見をそのまま引用し、便宜、通し番号を振りました。それぞれに対応して、右側に御意見に対する考え方の案を記載しております。

1 つ目、「未整備地域等の区域指定の特例」については、意見 1 及び意見 2 の 2 つの御意見を頂戴しました。2 つとも今回の省令改正案の具体的な文言に着目したものとなっております。

意見 1 は、省令改正案に、「一の電気通信事業者が第四十条の六の二第二項に規定する割合を超え、その状態で」——中略しますが——「継続して、第二号基礎的電気通信役務を提供している」との文言があり、これでは電気通信事業者の割合と、電気通信回線設備の規模割合とが同一のものだということになってしまい、おかしいのではないかと御指摘でございました。

この点、条文上は「電気通信事業者が」という主語が、電気通信回線設備を一定割合設置していることを前提に、継続して「役務を提供している」という述語につながる事が明らかでございまして、電気通信事業者の割合を規定するものではないことは明確でございます。よって、修正の必要はなく、原案のままとさせていただいております。

次に、意見 2 は、省令改正案に「電気通信回線設備を所有する者が地方公共団体から他の電気通信事業者に変更され」との文言があり、これでは、「地方公共団体」が「電気通信事業者」に限定されるように読めるのではないかと御指摘です。

公設設備の民間移行は、地方公共団体が電気通信事業者でなければならないものではないかと御指摘も踏まえつつ、より分かりやすくする観点から、「他の電気通信事業者」との文言を単に「電気通信事業者」と修正し、その直後に括弧書きで、「地方公共団体を除く」との文言を追記する修正案を、同一内容の附則規定案の箇所とともに、記載させていただきました。

4 ページ目を御覧ください。2 つ目、「大幅な赤字額の設定」については、意見 3 及び意見 4 の 2 つの御意見を頂戴しました。

意見 3 は、町字ごとの一回線当たりのコストについて、区域指定後の実態と照らして大きな乖離が生じた場合には必要に応じた試算方法の見直しを行うべきとの御意見です。大幅な赤字額の設定につきましては、本年 3 月の情報通信審議会の御答申の中に、「最終的に国民に負担が転嫁された場合にもその負担が過大なものにならないように配慮され、かつ、適切な見直しも可能な額を総務省令等の中で総務省が設定することが適当」であると

されたことを踏まえております。

また、同じくこの3月の答申の中に次のような御指摘もございました。

「今日においては、情報通信技術の急速な発展や、更なる人口減少の進展が予測されるなど、我が国を取り巻く社会経済環境は時々刻々と変化している。今回の検討はBBユニバ制度の運用開始前に実施した。どのような制度であっても始めから完璧な制度はない。常に変化する環境にも柔軟に対応していくために、交付金額と負担金額のバランスと効率性や技術中立性に配慮しながら、今後も、BBユニバ制度の在り方については、適時適切に見直しを行っていくことが重要である。」

このように記載されております。本審議会としましても、これに賛同する旨記載させていただきました。

意見4は、電話のユニバーサルサービス制度において、上位4.9%としている高コスト地域の基準を上位5%とした理由と、同じく電話のユニバーサルサービス制度においては、回線数累積から高コスト地域を特定しているにもかかわらず、BBユニバ制度では、累積町字数から高コスト地域を特定する理由を明確にすべきとの御意見です。

一点目の「上位5%」につきましては、BBユニバの提供コストが大きい町字を特別支援区域として交付金で支援する必要がある一方で、その交付金の原資が、最終的にはエンドユーザたる国民に転嫁され得ることなども考慮いたしまして、現行の電話のユニバーサルサービス制度を参考に設定したものであることを既に諮問時に御説明申し上げ、御議論いただいたところでございます。そしてパブリックコメントに付され、本日のこの委員会に至っている次第です。

なお、先月11日には、情報通信審議会のブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度における交付金・負担金の算定等に関するワーキンググループにおいて事前に御議論いただいております。その詳細は、総務省のホームページで既に公表している議事概要に譲らせていただきたいと思います。

また、二点目の「町字数を使用すること」については、BBユニバ制度の最小単位を町字とすることを、審議会答申を踏まえて改正され、既に施行されている施行規則に定めており、よって、町字ベースで議論することが合理的と記載させていただきました。

次に、「その他」の項目でございますが、意見5は省令改正の手法についての御意見がありますが、総務省の統一記載ルールにのっとりしておりますので、原案が適当であると記載させていただいております。

最後に５ページ目、こちらは、審議会への諮問事項ではなく、事務的な御指摘でございまして、こちらに対する総務省の考え方を記載させていただいております。

次に、６ページ目からは「別紙２」としまして、今回の諮問時に御提示し、パブリックコメントに付した省令改正案に対して、先ほど御説明申し上げました赤字の見え消しを修正で加えたものとなっております。御覧いただければと思います。

以上の「別紙１」と「別紙２」を束ねる資料といたしまして、「報告書」という一枚紙を御用意いたしました。「資料」１ページ目にお戻りください。

僭越ではございますが、事務局においてユニバーサルサービス委員会から親会である電気通信事業部会に、今回の調査・検討の結果を御報告いただくための「報告書」の案を作成させていただき、御覧のような記載で、「別紙１」と「別紙２」を統括する内容にさせていただきました。

以上になります。御審議のほど、何とぞよろしくお願いいたします。

【関口主査】 どうもありがとうございます。

それでは、意見交換に移りたいと思います。御意見がございます方は、チャットもしくは発言にてお知らせいただければ幸いです。どなたからでも結構です。

特にございませんか。

パブリックコメントを５件いただいたわけですが、そのうちの１件は読み違えるということをお指摘いただいて、そこについては修正を加えておりますが、ほかの意見を含めて、大堀企画官から先ほど前回報告書の補足分も含めて、考え方を補強する説明を口頭でもいただいておりますので、特段の御意見はないと思ってよろしゅうございましょうか。

ここまで詰まっている省令案ですので私もこれでよいように思いますが、もし御意見等がございませんようでしたら、意見交換は御意見が特段なかったということでよろしゅうございましょうか。

はい、そのようにさせていただきたいと思います。

ただいまの説明等を含めまして、今回の報告書案に対する修正意見が特段ございませんでしたので、７月２９日（月）に開催されます電気通信事業部会に、この委員会の検討結果として、この報告書案のとおり報告させていただきたいと思いますが、いかがでございましょうか。

（「異議なし」の声あり）

【関口主査】 ありがとうございます。皆さん、御賛同の声が多かったので、そのようにさ

せていただきたいと存じます。

7月29日の電気通信事業部会報告につきましては、主査を拝命しております、私、関口から委員会報告をさせていただきたいと思います。

最後に事務局から、次回会合につきまして連絡をお願いいたします。

【望月補佐】 事務局です。本日は御審議、誠にありがとうございました。次回会合につきましては、後日、事務局から御連絡申し上げます。よろしくお願いいたします。以上です。

【関口主査】 どうもありがとうございます。

以上をもちまして、情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会ユニバーサルサービス委員会第10回会合を終了いたします。

本日もどうもありがとうございました。これにて失礼いたします。

(以上)